

2. 国有林野の管理経営

国有林野では、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づいて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を行っている。

以下では、公益的機能の維持増進、「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地球温暖化防止対策、生物多様性の保全等の取組について記述する。

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

(重視される機能に応じた管理経営の推進)

国有林野では、管理経営の基本方針として、5年ごとに10年を計画期間とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定している。

現行の計画は、平成21(2009)年4月から平成31(2019)年3月までの10年間を計画期間として、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林^{もり}としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全の5項目を基本方針としている。

管理経営に当たっては、これらの方針の下で、国民の多様な要請に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の3つの機能類型に区分している。

「水土保持林」は、国土の保全や水源の涵養^{かん}を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した森林である。「森林と人との共生林」は、貴重な自然環境の保全や国民と森林とのふれあいの場を提供することを重視した森林である。「資源の循環利用林」は、木材等の林産物を計画的・安定的に生産することを重視した森林である。これらのうち、「水土保持林」と「森林と人との共生林」で、国有林野全体の面積の9割以上を占めている。

国有林野では、これらの機能類型ごとの目指すべき森林の姿に応じて、地域における自然特性等を考慮しつつ、育成複層林施業や長伐期施業等、公益的機能を発揮させるための施業を実施している。

なお、平成23(2011)年7月の「全国森林計画」の変更に伴い、国が一律に定める3機能区分が廃止

されたことから、今後、国有林野の機能類型についても見直すこととしている。

(路網の整備)

国有林野では、森林の適切な整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、路網の整備を進めている。基幹的な役割を果たす林道については、平成22(2010)年度末における路線数は12,628路線、延長は43,946kmとなっている。

平成23(2011)年度には、林野庁が新たに作成した路網作設の指針に沿って、林業専用道や森林作業道の開設を進め、丈夫で簡易な路網の整備を加速化した。

このような路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を減少させるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。

また、国有林と民有林が近接する地域においては、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網整備を行った。

(治山事業の実施)

国有林野には、国土保全や水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く所在しており、その多くは「保安林」に指定されている。国有林野のうち保安林に指定された面積は、平成22(2010)年度末現在で全体の91%に当たる約688万haとなっている。

国有林野では、国民の安全・安心を確保することを目的に、治山事業により、自然環境保全への配慮やコスト縮減を図りながら、荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている。

平成23(2011)年には、東日本大震災への対応に加え、1月に発生した霧島山(新燃岳^{きりしまやま しんもえだけ})の噴火災害、8月から9月にかけて紀伊半島を中心に大きな被害をもたらした台風第12号による豪雨災害等の大規模災害発生時に、被害状況把握のための職員派遣や治山施設の復旧等の緊急対策に取り組んだ。特に、台風第12号による豪雨災害に対しては、奈良県からの要請を受けて、全国の森林管理局等から被災地へ職員を派遣し、民有林の被害箇所^{しやう}の調査や復旧計画作成に向けた技術支援を行った(事例VI-1)。

このほか、国有林内において、集中豪雨や台風等

により被災した山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林野内治山事業」を行った。また、民有林内で発生した大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方自治体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行った。

さらに、各都道府県を単位として「治山事業連絡調整会議」を設置して、民有林・国有林間の事業の調整や情報等の共有を図っている。民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から、一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して効果的かつ効率的に荒廃地の復旧整備を行っている^{*1}。

（東日本大震災への対応）

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、国有林野においても、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被

害、^{のりめん}法面・路肩の崩壊等の林道施設の被害、林野火災等の森林被害が発生した。

東北地方太平洋沿岸部に位置する三陸北部、三陸中部、磐城等の各森林管理署では、建物等に被害が発生した。宮城北部森林管理署では、職員1名が津波により殉職した。

東北森林管理局等では、震災発生の日から、ヘリコプターによる現地調査を実施するとともに、現地に担当官を派遣することにより、被害状況を把握し、今後の対応について協議を行った。また、海岸地域において治山施設が流失した箇所のうち、浸水被害が危惧される箇所では、緊急対策工事として大型土のうを設置した（事例Ⅵ-2）。

さらに、森林管理局・署職員による被災地への食料等支援物資の搬送や応急仮設住宅用杭丸太向けの原木の供給にも取り組んだ^{*2}。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子

事例Ⅵ-1 台風第12号による民有林の災害復旧等への支援

平成23（2011）年の台風第12号は、紀伊半島を中心に大きな被害をもたらした。特に奈良県内では、記録的な豪雨により、大規模な山腹崩壊が発生し、民有林を中心に甚大な被害が発生した。

林野庁では、奈良県からの要請に応じて、北海道・中部・近畿中国・九州の各森林管理局の治山技術を有する職員により構成した「山地災害対策緊急展開チーム」を現地に派遣し、民有林の被災箇所の調査や復旧計画の作成を支援した。

注：山地災害の発生については、トピックス（4ページ）参照。



被災状況の調査

事例Ⅵ-2 東日本大震災における緊急対策

宮城県気仙沼市の三島国有林では、東日本大震災により、防潮護岸等の治山施設が流失するとともに地盤が沈下して、高潮や波浪による浸水被害が起こるおそれが生じた。このため、東北森林管理局では、平成23（2011）6月に、917mにわたって大型土のうを設置する緊急対策工事を実施した。

また、同局では、同8月に宮城県から代行の要請を受けて、気仙沼市御伊勢浜海岸等の民有林においても、計539mにわたって大型土のうを設置する緊急対策工事を実施した。



大型土のうによる緊急対策工事

*1 治山事業については、第Ⅲ章（87-88ページ）参照。

*2 東日本大震災への初動対応については、第Ⅰ章（11-13ページ）参照。

力災害への対応として、除染作業に伴って発生した除去土壌等を一時的に保管する仮置場を早急に設置することが必要となっている。このため、林野庁では、地方公共団体等から仮置場の設置について要請があった場合には、国有林野の無償貸付等により、積極的に協力することとしている*3。

(2)流域管理システムの下での管理経営

国有林野では、流域を基本単位として民有林・国有林を通じ川上から川下までの一体的な連携を図る「流域管理システム」の下で、民有林関係者と連携した森林整備・路網整備やNPO・ボランティア団体等と連携した森づくり活動等を推進している。また、流域管理システムの推進を図るため、流域ごとに先導的・積極的に取り組む行動計画として「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」を策定している。平成22(2010)年度には、同プログラムにより、全国で750の課題に取り組んだ(表VI-1、事例VI-3)。

近年では、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを民有林関係者に普

及する取組や、民有林と国有林が混在する地域に両者が連携した「森林共同施業団地」を設定して、一体的な路網や森林の整備を推進する取組を強化している。「森林共同施業団地」の設定箇所数は、平成23(2011)年3月現在、全国で75か所に広がっている(事例VI-4)。

(3)国民の森林としての管理経営

(双方向の情報発信)

国有林野では、「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、国有林野の活動全般について国民の意見を聴取している。

表VI-1 流域管理推進アクションプログラムの事例(平成22(2010)年度)

流域名	取組の概要
十勝流域 (北海道森林管理局)	国有林のフィールドを活用して、緑の雇用対策事業や林業事業者が主催する研修を実施。
三八・上北流域 (東北森林管理局)	公益的機能の向上と野生生物との共生を図る森づくりのため、牧草地を早期に低コストで森林化する試験を地元市町村と実施。
阿武隈川流域 (関東森林管理局)	地域の林業関係者による検討会を開催し、コンテナ苗の植樹体験と低コスト造林の普及に向けた意見交換を実施。
尾張西三河流域・東三河流域 (中部森林管理局)	低コストで効率的な作業システムを推進するため、関係機関や事業者と路網線形の現地検討会を開催。
江の川下流域 (近畿中国森林管理局)	林業体験と海での稚魚放流体験を相互に実施すること等により、上下流域の役割等を再認識する取組を実施。
吉野川流域、那賀・海部川流域 (四国森林管理局)	流域の協議会等に国有林材の年間供給可能量を情報提供し、関係者の計画的な生産活動に貢献。
熊毛流域 (九州森林管理局)	関係機関との連携により、ヤクタネゴヨウの増殖・復元やヤクシカ被害対策のための下刈作業、シカ防護ネットの補修等を実施。

資料：林野庁「平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例VI-3 ヒバ林の育成活動

青森県の下北流域では、天然ヒバ林のほとんどが国有林野に分布している。地元では、民有林も含めて、ヒバ資源を充実させようという機運が高まっていることから、下北森林管理署(青森県むつ市)は、むつ市と共同して、ヒバ林の育成活動を行っている。

平成22(2010)年7月には、地元住民や地元小学校の児童等60人が参加して、国有林内のヒバ造林地において下刈作業を実施するとともに、森林管理署職員が参加者にヒバの特性等を紹介した。



小学生による下刈作業

*3 原子力災害からの復興については、第I章(40-51ページ)参照。

情報・サービスの提供については、国有林野事業の実施に関する情報の開示、地域で開催される自然教育活動への協力、ホームページや広報誌による情報発信等に取り組んでいる。

意見の聴取については、「地域管理経営計画」等の策定・変更にあたり、計画案を広く公表して意見を聴くとともに、計画案を作成する前の段階で地域住民との懇談会を開催するなど、対話型の取組を進めている(事例VI-5)。また、一般から公募した「国有林モニター」からは、国有林モニター会議や現地見学会、アンケート調査等により、意見を聴取している。「国有林モニター」は、平成23(2011)年4月現在、全国で362名が登録している(事例VI-6)。

〔「モデルプロジェクト」の推進〕

各地の森林管理局等では、地域の森林の特色を活かすことにより効果的な森林管理が期待される地域において、地方公共団体やNPO、自然保護団体等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

関東森林管理局では、平成15(2003)年度から、群馬県みなかみ^{まち}に広がる国有林野約1万haを対象に、同森林管理局、地域住民で組織する「赤谷^{あかや}プロジェクト地域協議会」及び財団法人日本自然保護協会の3者の協働による「赤谷^{あかや}プロジェクト」を進めている。同プロジェクトでは、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を

事例VI-4 民有林と国有林が連携した取組の推進

島根森林管理署(島根県松江市)は、平成19(2007)年5月に、民有林と国有林の連携による効率的な施業を推進するため、島根県知事、森林農地整備センターと「八^や川^{かわ}地域森林整備推進協定」を締結して、「八^や川^{かわ}地域森林共同施業団地」を設定した。

同団地では、生産性の向上や間伐材の利用促進のため、施業の集約化や高性能林業機械による作業システムの導入、路網の整備等に取り組んでいる。このうち、低コスト作業道による路網は、平成19(2007)年から平成22(2010)年までの4年間で7.6kmを開設した。この路網を利用することにより、同団地から、4,800m³の間伐材を合板等の原材料として供給した。



協定対象区域図



森林内での作業状況



整備された路網

事例VI-5 「海岸林を守る森林^{もり}づくり情報交換会」の開催

石川県の日本海側沿岸部に位置する浜山国有林や加賀海岸国有林は防風保安林に指定されており、潮風や飛砂による被害から地域を守っている。

石川森林管理署(石川県金沢市)は、平成22(2010)年8月に、海岸林の保護・整備に関する地元関係者の理解を深めることを目的として、「海岸林を守る森林^{もり}づくり情報交換会」を開催した。同情報交換会では、参加した住民から、松くい虫防除対策について多くの質問が出されるとともに、「今後も森林管理署と協力しながら海岸林を守っていききたい」との意見が出された。また、平成23(2011)年2月には、地元住民を招いて、海岸林で植樹祭を開催した。

このように同署では、地元住民と連携しながら、海岸林の保全に取り組んでいる。



情報交換会の様子

実施している(事例Ⅳ-7)。

また、九州森林管理局では、主に宮崎県綾町^{あやちやう}に広がる国有林野約9千haを核に、同森林管理局、綾町^{あやちやう}、宮崎県、「財団法人日本自然保護協会」及び地元の複数のNPO等によって設立された「てるのはの森の会」の5者の協働による「綾の照葉樹林プロジェクト」を進めている。同プロジェクトでは、照葉樹林の保護・復元を目指した森林管理を実施している。

平成23(2011)年9月には、同プロジェクトの対象地域を中心とした「綾地域」が、「ユネスコエコパーク^{*4}」に推薦されることが決定した。

(森林環境教育の推進)

国有林野では、森林環境教育の実践の場としての利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの作

成やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供して、自然体験や自然学習を行う「遊々の森」の設定を進めている。平成22(2010)年度には、新たに11か所^{ゆうゆう}で協定が締結され、全国で172か所となった(事例Ⅳ-8)。

(分収林制度による森林づくり)

国有林野では、将来の木材販売による収益を分けることを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途中の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担してもらい、国が育てる「分収育林」の制度を通じて、国民参加の森林^{もり}づ

事例Ⅵ-6 国有林モニター会議の開催

東濃森林管理署^{とうのう}(岐阜県中津川市^{なかつがわし})は、平成22(2010)年12月に「平成22年度中部森林管理局国有林モニター会議」を開催した。

今回の会議では、伊勢神宮の式年遷宮に必要な木材を供給する「木曾ヒノキ備林」の視察を行うとともに、同署の管理経営に関する意見交換を行った。モニターから出された意見は、「地域管理経営計画」に盛り込み、今後の管理経営に反映させることとしている。



国有林モニター会議の様子

事例Ⅵ-7 「赤谷の森管理経営計画」の策定

関東森林管理局(群馬県前橋市^{まえはし})は、平成23(2011)年3月に、「赤谷プロジェクト」により生物多様性の復元と持続的な地域づくりを実現するため、平成23(2011)年から5年間を計画期間とする「赤谷の森管理経営計画」を策定した。

同計画は、関東森林管理局、赤谷プロジェクト地域協議会及び財団法人日本自然保護協会の3団体で取りまとめた「赤谷の森基本構想」を基に、地域住民からの意見を聞いた上で、将来目標とする森林の姿や今後の方針等を定めたものである。

具体的には、スギやカラマツ等の人工林を本来あるべき自然林へ誘導すること等により、イヌワシやクマタカ等の希少な野生動物が息息・生育できる環境を創出するとともに、木材資源の持続的な利用も図ることとしている。

このように、関係者との協働により国有林野の管理経営計画を作成することは、全国で初めての取組である。



植生に関する現地検討会

*4 「ユネスコエコパーク(Biosphere Reserves)」とは、ユネスコが昭和51(1976)年に開始した取組で、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。我が国では、現在、「屋久島^{やくしま}」、「大台ヶ原・大峰山^{おおたいがはら おおみねさん}」、「白山^{はくさん}」、「志賀高原^{しげんこうげん}」の4か所がユネスコエコパークに登録されている。

くりを進めている。平成22(2010)年度末における分収造林の設定面積は約12.7万ha、分収育林は約2万haとなっている。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われている。平成22(2010)年度末時点で、全国で496箇所、2,319haの「法人の森林」が設定されている(事例Ⅳ-9)。

(NPO等による森林づくりや保全活動の支援)

自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に合わせるため、国有林野を森林づくりのフィールドとしてNPO(民間非営利組織)等に提供する「ふれあいの森」の設定を進めている。「ふれあいの森」では、植樹や下刈のほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる。平成22(2010)年度末現在、全国で137か所で「ふれあいの森」の協定が締結されており、年間延べ約1万3千人が森林づくり活動に参加した(事例Ⅵ-10)。

事例Ⅵ-8 「遊々の森」を活用した森林環境教育の推進

留萌北部森林管理署(北海道天塩町)は、平成22(2010)年6月に、羽幌町教育委員会と「遊々の森」協定を締結し、子どもたちの多様な体験活動の場として、国有林を提供している。この「遊々の森」は「羽幌わんぱくの森」と命名されている。

羽幌町教育委員会では、平成23(2011)年10月に、同署職員の協力の下で、羽幌町立羽幌小学校の4~6年生を対象とする森林教室を開催し、樹木観察やポットを使ったドングリの蒔き付け等を行った。



樹木観察会の様子

事例Ⅵ-9 「法人の森林」を活用した社会貢献活動の推進

東京都港区に本社を置く保険会社のT社は、平成18(2006)年3月に塩那森林管理署(栃木県大田原市)と西山国有林(栃木県那須塩原市)を対象とする「法人の森林」契約を締結した。同社では、「法人の森林」において除伐を行うなど、社会貢献活動としての森林保全活動を実施することにより、社員の環境保全意識の高揚を図っている。

平成22(2010)年度には、延べ約190名の社員が森林整備や森林観察会等に参加した。



「法人の森林」での様子

事例Ⅵ-10 「ふれあいの森」における植樹や体験林業の実施

宮崎北部森林管理署(宮崎県日向市)は、平成17(2005)年9月に「日向市ふるさとの自然を守る会」と協定を締結して、お倉ヶ浜国有林を対象とする「ふれあいの森」を設定した。同会では協定締結以降、国有林において、マツの植樹等の体験林業や自然観察会、小学生を対象とした森林環境教育等を行っている。

平成23(2011)年度には、地元子ども会や家族が参加して、クロマツの植樹やノウサギの食害から苗木を守る幼齢樹保護カバーの設置、海岸林内の植物を対象とした自然観察会を行った。



地元子供会による植樹

森林管理署等では、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえよう、技術的な助言や講師の派遣等の支援も行っている。

(木の文化を支える森づくり)

国有林野では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定して、国民の参加による森林づくり活動を進めている。「木の文化を支える森」は、平成22(2010)年度末現在、全国で22か所が設定されている(図VI-2)。

「木の文化を支える森」を設定した箇所では、地

元自治体等からなる協議会の主催により、植樹祭の開催や下刈作業の実施等の継続的な取組が行われている(事例VI-11)。

(4)地球温暖化防止対策の推進

(間伐等による森林吸収源対策)

国有林野では、「京都議定書目標達成計画」に基づく森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、保安林等の適切な保全管理に取り組んでいる。平成22(2010)年度には、全国で約11万haの間伐を実施した(図VI-3)。

図VI-2 「木の文化を支える森」の設定状況



注：平成22(2010)年3月31日現在
資料：林野庁ホームページ「木の文化を支える森」

名称	対象とする木の文化	樹種
① 京都古事の森 (京都府 京都市)	歴史的木造建造物	ヒノキ
② 筑波山古事の森 (茨城県石岡市)		ヒノキ
③ 檜山古事の森 (北海道江差町)		ヒバ
④ 春日奥山古事の森 (奈良県奈良市)		ヒノキ等
⑤ 高野山古事の森 (和歌山県高野町)		ヒノキ等
⑥ 裏木曾古事の森 (岐阜県中津川市)		ヒノキ
⑦ 斑鳩の里法隆寺古事の森 (奈良県斑鳩町)		ヒノキ
⑧ 伊予之二名島古事の森 (愛媛県久方高原町)		ヒノキ等
⑨ 首里城古事の森 (沖縄県国頭村)		イヌマキ
⑩ 平泉古事の森 (岩手県奥州市)		ヒバ等
⑪ 悠久の森 (広島県廿日市市)	厳島神社大鳥居	クスノキ
⑫ 檜皮の森 (長野県南木曾町)	檜皮	ヒノキ
⑬ 歴史の森 (岩手県一関市)	歴史的建造物	ケヤキ
⑭ 御柱の森 (長野県下諏訪町)	御柱祭	モミ
⑮ 道祖神祭りの森 (長野県野沢温泉村)	道祖神祭り	ブナ
⑯ 秋田杉・桶樽の森 (秋田県能代市)	秋田杉桶樽	スギ
⑰ 曲げわっぱの森 (秋田県大館市)	大館曲げわっぱ	スギ
⑱ ポスト天杉の森 (秋田県能代市)	秋田杉製材品	スギ
⑲ 木うその森 (大分県九重町)	木うそ	コシアブラ
⑳ 南木曾伝統工芸の森 (長野県南木曾町)	南木曾ろくろ細工等	トチノキ等
㉑ イウォンネシリ (北海道白老町)	地域伝統産業	オヒョウニレ等
㉒ 鬼太鼓の森 (新潟県佐渡市)	郷土伝統芸能	ケヤキ等

事例VI-11 北の木の文化を支える森づくりの推進

檜山森林管理署(北海道厚沢部町)は、平成15(2003)年に「檜山古事の森」を設定して、神社仏閣等の歴史的建造物の修復用材の供給に向けて、檜山地方の地名の由来である「ヒバ(檜葉)」資源の維持・造成を進めている。

同署では、「古事の森」の設定以降、江差町役場等からなる「檜山古事の森実行委員会」と協力して、ヒバ林の下刈、除伐等の保育作業を行っている。



下刈作業の様子

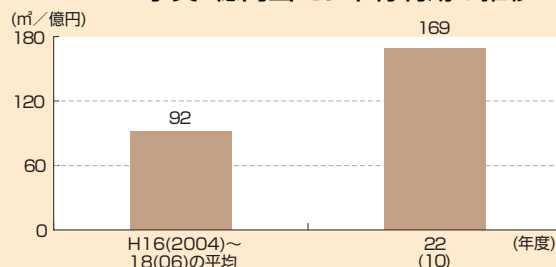
また、間伐材等の利用促進は、間伐等の推進だけでなく、炭素の貯蔵にも貢献することから、森林管理署等の庁舎建替えや治山事業・林道事業による森林土木工事の際には、積極的に間伐材等を利用している(事例Ⅵ-12、事例Ⅵ-13)。平成22(2010)年度には、森林土木工事において、間伐材等の木材・木製品を工事費1億円当たり169m³使用した。これは平成16(2004)～18(2006)年度の実績平均に比べて、約1.8倍の水準となっている*5(図Ⅵ-4)。(再生可能エネルギーに対する規制緩和)

平成23(2011)年7月に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」では、規制・制度改革の一つとして、風力発電や地熱発電等の再生可能エネ

ルギーの供給に係る国有林野の貸付条件を緩和すべきとされた。

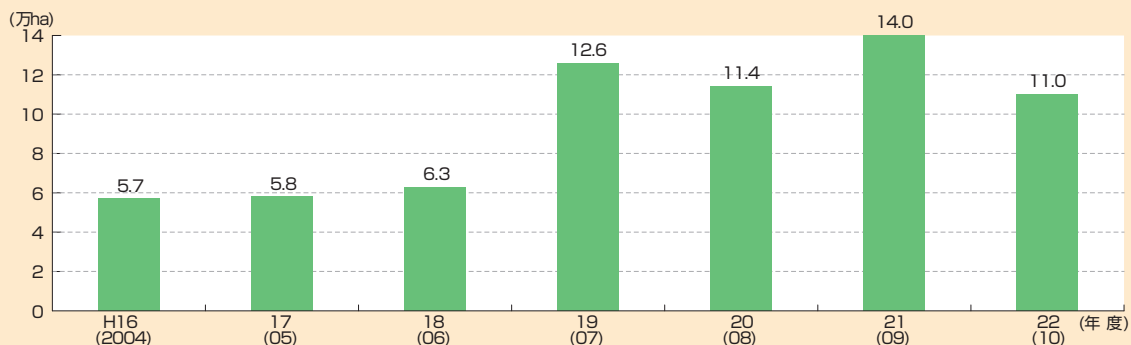
これまで、電力供給を目的とした民間業者への国有林野の貸付けに当たっては、公益性の観点から、

図Ⅵ-4 国有林野の森林土木工事における工事費1億円当たり木材利用の推移



資料：林野庁業務課調べ。

図Ⅵ-3 国有林野における間伐面積の推移



注：平成19(2007)年度より森林吸収源対策を実施している。
資料：林野庁ホームページ「間伐の実施状況等」

事例Ⅵ-12 庁舎建替における木材利用

中部森林管理局(長野県長野市)は、平成22(2010)年度の岐阜森林管理署(岐阜県下呂市)庁舎の建替えに当たり、持続可能な森林経営により生産された岐阜県産材を利用した。新庁舎(529m²)には、カラマツ集成材34m³、ヒノキ材8m³、スギ材51m³の合計93m³を使用した。



写真：カラマツ集成材等を使用した事務室

事例Ⅵ-13 治山事業における木材利用の推進

あがつま 吾妻森林管理署(群馬県中之条町)は、治山事業において、木材による炭素の貯蔵にも貢献する間伐材の活用に積極的に取り組んでいる。

平成22(2010)年度には、集中豪雨等による河床侵食の復旧工事に間伐材86m³を使用した。



写真：間伐材を利用した木製床固工

*5 地球温暖化防止に向けた木材利用については、第Ⅱ章(61-62ページ)参照。

一般電気事業者への売電量を発電量の過半とすること等が定められていた。同方針では、売電先に卸電気事業者等を追加すること等とされた。

これを踏まえて、農林水産省では、今後、規制緩和に向けた制度改正を行うこととしている。

(5) 生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性)

国有林野は、人工林や原生的な天然林、湿原等様々なタイプの森林生態系を有しており、希少な野生動物植物を含む様々な野生動物植物が生息・生育する「種や遺伝子の保管庫」となっている。また、国有林野の生態系は、里山林や溪畔林、海岸林として、農地、河川、海といった森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で重要な構成要素となっている。

また、森林における生物多様性の保全を図るためには、森林の健全性を維持・確保することはもとより、流域等の一定の面的広がりの中で、人工林や天然林、樹種、林齢等の異なる様々なタイプの森林が、時間の経過とともに成長や伐採、自然災害等により変化しながら、バランス良く分散的に配置されることが望ましい。

このため、国有林野では、間伐の積極的な実施、

伐期の長期化、多様な林分のモザイク的な配置等に取り組むとともに、「保護林」や「緑の回廊」の積極的な設定、地域の関係者との協働・連携による世界遺産での森林生態系の保全、野生動物植物の保護管理等の取組を推進している。

(「保護林」の設定)

国有林野には、世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島を始め、原生的な森林生態系や希少な野生動物植物が生息・生育する森林が多く所在している。

国有林野では、このような生物多様性の核となる貴重な森林生態系を厳正に保全・管理するため、「森林生態系保護地域」や「森林生物遺伝資源保存林」等7種類の「保護林」を設定している。

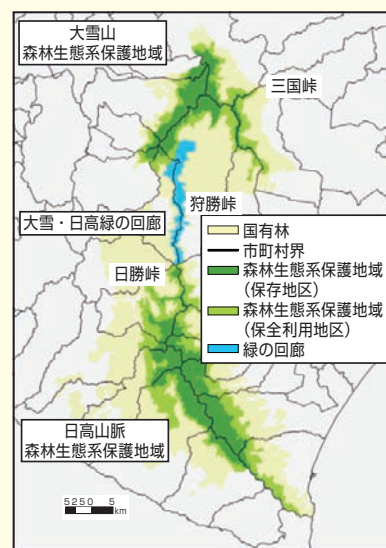
平成22(2010)年度には、10か所の「保護林」の設定・変更を行った。例えば、佐賀県鳥栖市等では、ブナやアカガシ等の植物群落を保護するため「九千部山植物群落保護林」を設定した。また、北海道河東郡士幌町や沙流郡日高町等では、既設の森林生態系保護地域と周辺の植物群落保護林等を合併するなどして、「大雪山森林生態系保護地域」と「日高山脈森林生態系保護地域」を設定・変更した(事例VI-14)。平成23(2011)年3月末現在、「保護林」の面積は90万3千haであり、国有林野全体の1割以上を占めている(表VI-2)。

事例VI-14 「大雪山・日高山脈森林生態系保護地域」等の拡充

北海道森林管理局(北海道札幌市)は、平成19(2007)年に有識者による「生物多様性検討委員会」を開催して、忠別川、十勝川及び沙流川の原流域における保護林の拡充等に向けた方針について検討を行った。

同委員会の提言を受け、同局は、平成22(2010)年に「森林生態系保護地域等設定委員会」を開催して、大雪山忠別川源流部及び日高山脈中央部森林生態系保護地域の拡充等について具体的な検討を行った。

同局では、これらの検討を踏まえて、平成23(2011)年に、脊梁部等の高山帯から比較的標高の低い森林まで、さらには、針葉樹林や広葉樹林等の多様な森林生態系を包括的に保護できるよう、「大雪山・日高緑の回廊」を含める形で、「大雪山森林生態系保護地域」及び「日高山脈森林生態系保護地域」として区域の大幅な拡充を行った。その結果、両地域の面積は、合計77千haから224千haに増加した。



拡充後の森林生態系保護地域等の区域

これらの「保護林」では、森林や野生動植物等の状況変化に関するモニタリング調査を実施して、植生の保全・管理や区域の見直し等に役立てている。

〔緑の回廊〕の設定

国有林野では、野生動植物の生息・生育地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促

進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。平成23(2011)年4月現在、「緑の回廊」は、全国で24か所、58万6千haが設定されている(図Ⅵ-5)。

「緑の回廊」では、猛禽類の生息環境の改善を図

表Ⅵ-2 保護林の設定状況

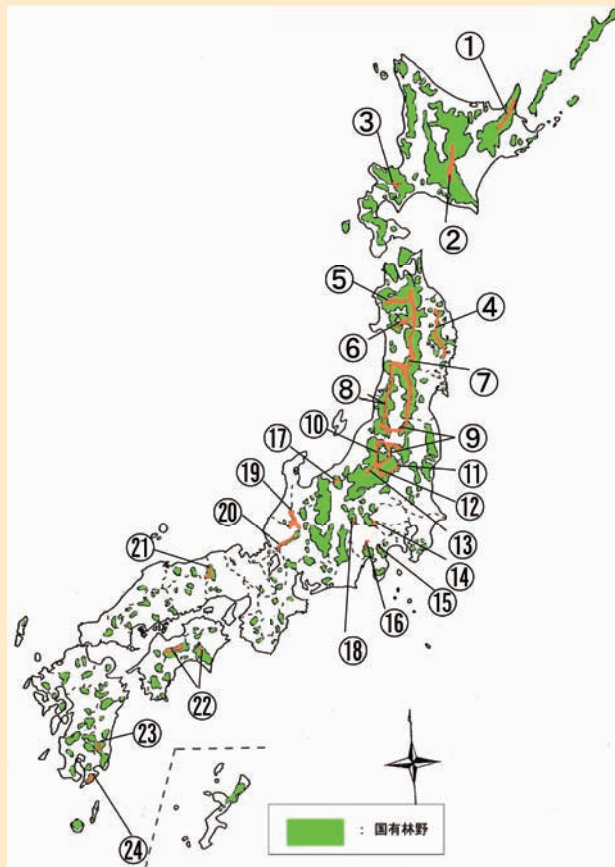
(単位：箇所、千ha)

名称	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	29	641
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	325	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	366	157
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	38	22
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	34	35
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	36	4
合計		840	903

注：箇所数・面積は、平成23(2011)年4月1日現在。計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁「第63次平成23年国有林野事業統計書」

図Ⅵ-5 「緑の回廊」の位置

(単位：千ha、km)



名称	面積	延長
① 知床半島	12	36
② 大雪・白髯	17	57
③ 支笏・無意根	7	30
④ 北上高地	27	150
⑤ 白神八甲田	22	50
⑥ 八幡平太白山	11	60
⑦ 奥羽山脈	73	400
⑧ 鳥海朝日・飯豊吾妻	58	260
⑨ 会津山地	105	100
⑩ 越後線	16	70
⑪ 日光・吾妻山地	97	180
⑫ 日光線	11	38
⑬ 三国線	13	52
⑭ 秩父山地	6	44
⑮ 丹沢	4	43
⑯ 富士山	2	24
⑰ 雨飾・戸隠	4	17
⑱ 八ヶ岳	6	21
⑲ 白山山系	43	70
⑳ 越美山地	24	66
㉑ 東中国山地	6	42
㉒ 四国山地	18	128
㉓ 綾川山地	2	5
㉔ 大隅半島	1	22
合計	586	

注：平成23(2011)年4月1日現在。面積は国有林野のみを記載。計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁「第63次平成23年国有林野事業統計書」(面積)、林野庁調べ(延長)。

るために密閉した林分を伐開するとともに、人工林の中に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施業を行っている。また、森林の状態と野生動物の生息・生育実態に関するモニタリング調査を実施して、保全・管理に反映している。

なお、国有林野だけでは十分に回廊の幅を確保できない場合等には、必要に応じて隣接する民有林へも「緑の回廊」の設定への協力を依頼している。

（世界遺産における取組の推進）

平成23(2011)年6月にパリのユネスコ本部で開催された「第35回世界遺産委員会」において、「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定した。「小笠原諸島」は「屋久島」、「白神山地」、「知床」に続き、我が国で4件目の世界自然遺産となる。

小笠原諸島世界自然遺産区域のうち、陸域の約8割が国有林野となっている。林野庁では、国有林野のほぼ全域を「森林生態系保護地域」に設定するとともに、地元関係者と連携して、希少な野生動物の保護、外来種の駆除による固有の森林生態系の修復、森林生態系保護地域の利用ルール導入等の保全対策に取り組んできた(事例Ⅵ-15)。

国有林野では、世界遺産への登録を踏まえて、人類共通の財産である小笠原諸島の豊かな森林生態系を後世に健全な状態で引き継いでいくため、小笠原諸島におけるこれまでの森林生態系の保全対策を更に強化するとともに、観光客の増加による島内への新たな外来種の侵入を防ぐ方策の検討・実施を進めることとしている。特に、観光客が利用する指定ルートにおいては、外来種の侵入・拡散予防措置を積極的に行う必要があることから、指定ルートの起点への普及啓発用の看板や種子除去装置の設置、巡視等の強化等を引き続き行うこととしている*6。

さらに、平成24(2012)年1月に、政府は、「富士山」を世界文化遺産として世界遺産一覧表に記載するための推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出した。

「富士山」の世界文化遺産候補地を構成する資産のうち、約3分の1が国有林野となっている。国有

林野では、「富士山」の世界遺産一覧表記載に向けて、引き続き、景観に配慮した管理経営を推進することとしている。

（野生動物の保護管理及び鳥獣被害対策）

国有林野では、国有林野内に生息・生育する希少な野生動物の保護管理を図るため、野生動物の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備、巡視等を実施している(事例Ⅳ-16)。

また、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等との連携により、モニタリング調査を通じて生息状況等の把握を行うとともに、被害箇所の回復措置や防護柵の設置、捕獲等に取り組んでいる(事例Ⅵ-17、18)。

（自然再生の取組）

全国11か所に設置している「森林環境保全ふれあいセンター」では、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域住民等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施するとともに、調査結果に基づいた植生復元活動等に取り組んでいる(事例Ⅵ-19)。

*6 小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載についてはトピックス(7ページ)参照。

事例Ⅵ-15 ^{おがさわら}小笠原諸島における森林生態系の修復

関東森林管理局(群馬県前橋市)は、平成21(2009)～22(2010)年度にかけて、^{おがさわら}小笠原諸島全域を対象として、空中写真の分析や現地調査により、アカギやモクマオウ等の侵略的外来種の分布状況を把握して、分布図を作成した。また、この分布図を基に、「外来植物駆除優先度マップ」を作成した。同局では、これらの成果物を外来種対策に取り組む関係行政機関や研究者に提供することにより、関係機関と連携・協力を図りながら、計画的かつ戦略的な外来種の駆除を実施している。

平成22(2010)年に行われた、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合(IUCN)の現地視察では、これらの外来種対策等の取組に対して、評価者から高い評価を受けた。

上：IUCNによる現地視察の様子
下：アカギ駆除の様子



事例Ⅵ-16 「ツシマヤマネコ」の保護管理

長崎森林管理署(長崎県諫早市)^{いさはやし}は、平成17(2005)年から、国の天然記念物である「ツシマヤマネコ」の生息・生育環境の維持・整備のため、^{つしまし}対馬市の国有林内において、ツシマヤマネコの水飲み場として、プラスチック容器(縦約60cm、横約40cm、深さ約20cm)を地中に設置する取組を実施している。水飲み場には、ツシマヤマネコの餌となるネズミやカエル等を集める目的もある。

平成23(2011)年5月には、備え付けていた自動撮影カメラにより、ツシマヤマネコが水飲み場に近づいて、オタマジャクシを捕まえようとする姿を撮影することに成功した。



自動撮影カメラによって撮影された「ツシマヤマネコ」

事例Ⅵ-17 猟友会とのシカ被害対策協定の締結

鹿児島県の霧島山^{きりしまやま}周辺では、ニホンジカの生息数の増加に伴い、農林産物への被害のみならず、高山植物等の貴重な植物の食害等により森林生態系にも大きな被害が発生している。

このため、鹿児島森林管理署(鹿児島市)と地元の吉松地区猟友会は、平成23(2011)年11月に、地域と連携してシカの被害対策に取り組む「狩猟期間におけるシカ被害対策協定」を締結した。これまで、シカの捕獲は、有害鳥獣駆除の一環として行われてきたが、同協定により、狩猟によるシカの捕獲も推進することとした。同署では、協定に基づき、猟友会に「くくりわな」を20個貸与した。



狩猟期間におけるシカ被害対策協定調印式

事例Ⅵ－18 北海道森林管理局によるシカ被害対策

北海道森林管理局（北海道札幌市）は、北海道内で増加しているエゾシカによる被害対策のため、平成21（2009）年度から、「囲いわな」を導入した。囲いわなは、フェンスで囲んだ区域にシカをエサで誘い込み、捕獲コンテナにシカを追い込む手法である。同局では、平成22（2010）年度に2か所の囲いわなを設置して、22頭のエゾシカを捕獲した。

また、十勝西部森林管理署東大雪支署（上士幌町）は、生体捕獲したエゾシカを食肉として有効利用するため、新得町や農業生産法人との間で協定を締結して、簡易な囲いわなの開発・設置や生体捕獲した際の個体の搬出から食肉加工までを一貫した工程で円滑に実施できるよう、地元市町村や食肉加工業者等との連絡調整体制を整備している。

さらに、根釧西部森林管理署（釧路市）等11署は、林道の除雪を行うことにより、市町村が行う有害鳥獣駆除や一般ハンターによる捕獲を支援している。

平成22（2010）年度には、確認されたものだけで1,023頭のエゾシカが北海道の国有林野内で捕獲された。



「囲いわな」によるエゾシカの捕獲



林道の除雪による捕獲の支援

事例Ⅵ－19 「オホーツクの森」での自然再生の取組

北海道森林管理局常呂川森林環境保全ふれあいセンター（北海道北見市）は、常呂川流域に位置する「オホーツクの森」において、地元漁業協同組合、NPO、ボランティア団体、関係行政機関等との連携により、針葉樹人工林を野生生物の生息に適すと考えられる針広混交林へ誘導する自然再生の取組を実施している。

平成23（2011）年度には、取組の効果を検証するためのモニタリングとして、「オホーツクの森」内の河川において、水棲生物に関する調査を初めて実施した。その結果、「環境省レッドリスト（2007）」において絶滅危惧Ⅰ類とされる「コガタカワシンジュガイ」を17個発見するとともに、準絶滅危惧の「モノアラガイ」や希少な日本固有種の「ムカシトンボ」の生息も確認した。同センターでは、今後も、隔年で水棲生物のモニタリングを実施しながら、引き続き健全な森づくりに取り組むこととしている。



発見されたコガタカワシンジュガイ



水棲生物のモニタリング

(6) 林産物の安定供給

(林産物等の販売)

平成22(2010)年度の国有林野における木材販売量は、立木販売*7については前年より6万m³増の67万m³に、素材販売*8については前年より6万m³減の198万m³となった(図Ⅵ-6)。

木材の販売に当たっては、森林吸収源対策として積極的に進めている間伐に伴い生産される間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林材を安定的に供給する「システム販売」を推進している。「システム販売」によ

る素材販売量は、増加傾向で推移しており、平成22(2010)年度には、素材販売量の44%に当たる88万m³となった(図Ⅵ-7)。

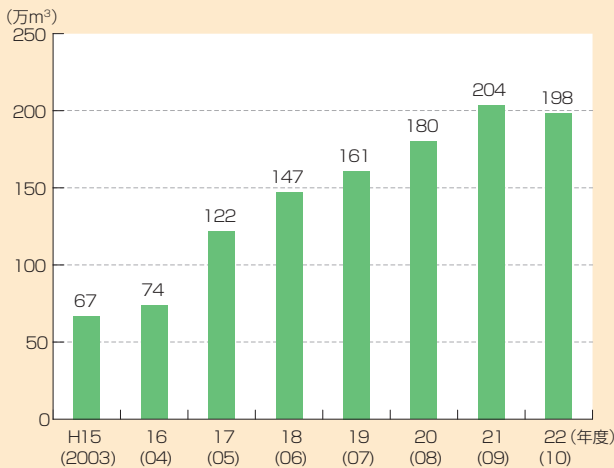
また、多様な森林を有する国有林野の特徴を活かして、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材や木曽ヒノキ等の銘木を文化財の修復用資材等として販売している(事例Ⅵ-20)。

(7) 国有林野の活用

(国有林野の貸付け・売払い)

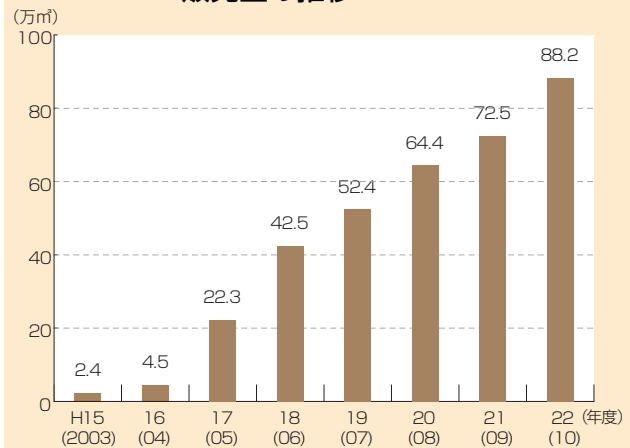
国有林野では、農林業を始めとする地域産業の振興や住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを

図Ⅵ-6 素材販売量の推移



資料：林野庁「国有林野事業統計書」

図Ⅵ-7 「システム販売」による素材販売量の推移



資料：林野庁業務課調べ。

事例Ⅵ-20 南木曾町妻籠宿の板葺き石置き屋根用資材の供給

長野県木曾郡南木曾町の「南木曾町妻籠宿」は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。同地区内では、南木曾町有形文化財に指定された「上嵯峨屋」等の板葺き石置き屋根の劣化が進んだことから、葺き替えの必要が生じた。

このため、木曾森林管理署(長野県上松町)は、平成22(2010)年に南木曾町からの要請を受けて、王滝国有林(長野県王滝村)から、板葺き石置き屋根の「へぎ板」用に天然サワラ約9m³を提供した。

「へぎ板」に使用する天然サワラは、民有林の資源量が少なく、民有林からの継続的な供給が期待しにくい。木曾森林管理署では、引き続き、地域の伝統的木造建造物の修繕に必要な資材の供給等を行うこととしている。



板葺き石置き屋根の葺き替えの様子

*7 樹木を伐採することなく、立木のままで販売すること。

*8 樹木を伐採し、丸太にして販売すること。

行っている。平成22(2010)年度末現在で、約7.6万haの貸付けを行っており、このうち道路・電気・通信・ダム等の公用・公共用又は公益事業用の施設用地が約5割、農地や採草放牧地が約2割を占めている。

また、地元住民に対して、自家用林産物採取等を目的とする共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野の設定面積は、平成22(2010)年度末現在で、131万haとなっている。

さらに、森林や庁舎・苗畑・貯木場の跡地等については、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要なものについて、売払いを進めている。

(公衆の保健のための活用の推進)

国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風致探勝林」の6種類があり、全国で1,099か所、約39万haの国有林野が「レクリエーションの森」に設定されている(表VI-3)。

平成22(2010)年度には、延べ約1億2千万人

が「レクリエーションの森」を利用した。「レクリエーションの森」では、地方自治体を核とする「管理運営協議会」と連携して、利用者のニーズに即した管理経営を行っている。

「レクリエーションの森」では、利用者の自主的協力による「森林環境整備推進協力金」や企業等の協力による「サポーター制度」に基づくサポーターからの資金も活用しながら、環境美化活動や自然解説板の整備・管理等を行っている。このうち、「サポーター制度」は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」の整備に資金や労力を提供する制度であり、「明治の森^{みのお}箕面自然休養林」(大阪府)等、全国9か所で、企業等との協定が締結されている(事例VI-21)。

表VI-3 レクリエーションの森の設定状況

種類	箇所数	面積	代表地(所在地)
自然休養林	89	10万ha	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)
自然観察教育林	165	3万ha	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	483	18万ha	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	57	1万ha	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)、西之浦(熊本県)
野外スポーツ地域	197	5万ha	八幡平(岩手県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	108	2万ha	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳、穂高(長野県)
合計	1,099	39万ha	

注：箇所数・面積は、平成23(2011)年4月1日現在の数値。
資料：林野庁「第63次平成23年国有林野事業統計書」、「平成22年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例VI-21 市民団体の連携による「レクリエーションの森」の整備

平成20(2008)年4月に、「明治の森^{みのお}箕面自然休養林」(大阪府箕面市、567ha)を対象として、11の市民団体と6つの関係行政機関からなる「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」が設立された。同協議会では、京都大阪森林管理事務所(京都府京都市)と「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」を締結して、「明治の森箕面自然休養林」を活動フィールドに、市民団体の連携による森づくりに取り組んでいる。

平成20(2008)年6月に、同協議会は東京都墨田区に本社を置く飲料品メーカーのA社と「サポーター協定」を締結して、資金や労力の提供を受けることとなった。同協議会では、隔月で例会を開催するとともに、サポーターからの資金を活用しつつ、植生の調査、シカ食害対策のための防護柵の設置、道標・案内板の整備等を行うなど、市民団体の連携により幅広い活動に取り組んでいる。



シカ防護柵の設置

(8) 森林・林業の再生に向けた貢献

農林水産省では、平成21(2009)年に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定した。同プランでは、「10年後の木材自給率50%」を目指して、森林・林業に関する施策・制度・体制を抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築することとした。

平成22(2010)年度には、同プランの実現に向けた具体的な改革内容の検討が行われ、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として最終とりまとめが行われた。同とりまとめを受けて、林野庁では、平成23(2011)年7月に「森林・林業基本計画」の変更を行った*9。

同基本計画では、国有林野は、効率的な作業システムによる搬出間伐の実施や、国有林のフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成、林業技術の開発・普及に率先して取り組み、森林・林業の再生に貢献することとしている。また、林産物の供給に当たっては、林産物の持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、急激な木材価格の変動時に地域の林業・木材産業への影響を緩和するセーフティネットとしての機能を発揮することとしている。

これらに基づき、国有林野では、平成23(2011)年度から、「准フォレスター研修」等に対するフィー

ルドや技術の提供に取り組むとともに、引き続き、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化に向けたシステム販売の推進、森林共同施業団地の設定等による民有林と連携した木材の安定供給等の取組を推進している(事例VI-22)。

また、同基本計画では、国有林野は、その組織力・技術力・森林資源を活用し、森林・林業の再生を通じて、東日本大震災からの復興への取組を推進することとしている。平成23(2011)年12月に林政審議会が答申した「今後の国有林野の管理経営のあり方について」においても、

- ・ 海岸防災林の再生に取り組み、国有林はもとより、被災県からの要請に応じ、民有林直轄治山事業や災害復旧事業の代行実施にも対応すること
 - ・ 地域の復興に必要な用地としての地方公共団体等からの貸付け・売払い要望に対して、積極的に対応すること
- 等により復興に貢献すべきと提言された。国有林野では、これらを踏まえ、引き続き地域の期待に応えていくこととしている。

事例VI-22 「准フォレスター研修」の実施

林野庁は、平成23(2011)年度に、全国7つの森林管理局において、都道府県職員(385名)と国(国有林)職員(58名)を対象とする「准フォレスター研修」を実施した。

同研修では、「市町村森林整備計画」の策定支援業務等に必要な知識や技術を習得するため、「市町村森林整備計画」や「森林経営計画」の作成演習、国有林をフィールドとした現地実習等を実施した。

准フォレスター研修を受講した国(国有林)職員は、都道府県の准フォレスターと協力して、「市町村森林整備計画」の策定支援など、市町村の支援業務を行っている。

注：「准フォレスター研修」については、第IV章(124ページ)参照。



北海道森林管理局での「准フォレスター研修」の様子

*9 「森林・林業再生プラン」に関連する動きについては、トピック(2-3ページ)、第III章(75-78ページ)、第IV章(118-125ページ)参照。